

令和元年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和元年6月14日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 平成30年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 3) 平成30年度錦江町一般会計継続費通次繰越計算書の報告
- 4) 監査の結果報告
- 5) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第38号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について
（町長提出）

日程第6 議案第39号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
（同上）

日程第7 議案第40号 錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について
（同上）

日程第8 議案第41号 錦江町森林環境譲与税基金条例について
（同上）

日程第9 議案第42号 錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
（同上）

日程第10 議案第43号 過疎地域自立促進計画の変更について
（同上）

日程第11 議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定について
（町長提出）

令和元年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和元年6月14日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員	11番	右田 正	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	安田 憲次	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	高崎 満広	産業建設課長	田中 弘朗
保健福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	城下 香代子	教育課長	大寺 和久
建設課長	久保 清隆	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗	財政管財係長	山王 洋介
住民税務課長	鶴園 建郎		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

令和元年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和元年6月14日(金) 午前10時00分
錦江町議会 議場

(開 会・開 議)

水口議長

ただ今から、令和元年第2回 錦江町議会 定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
ここで、欠席届につきまして、右田議員から本会議欠席の届出がございました。ご報告いたします。

(日 程 報 告)

水口議長

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 浪瀬君、3番 染川君を指名します。

日程第2 会期の決定

水口議長

日程第2「会期決定の件」を議題にします。お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月25日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月25日までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

水口議長

日程第3「諸般の報告」を行います。
閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。

次に、平成30年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が、提出されましたので、お手元に配ってあります。ご了承願います。

次に、平成30年度錦江町一般会計継続費繰越計算書の報告が、提出されましたので、お手元に配ってあります。ご了承願います。

次に、監査委員から、平成31年3月12日、4月11日、令和元年5月17日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

水口議長

日程第4、行政報告を行ないます。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。6月議会に先立ちまして、3月議会以降の行政報告を申し上げたいと思います。会議等の参加状況につきましては、別紙の報告の通りでございます。

3月・4月・5月は卒業式あるいは入学式を始め、各種団体の総会等が多数行なわれました。また、関東・関西の町人会の総会も行なわれ、参加したところでございます。関東大根占・田代会では約120名程度、関西大根占会で90名、近畿田代会で130名あまりの参加者があったようです。特に関東の町人会では今年5月19日に行われました渋谷おはら祭りに大根占・田代会として初めて出場され、来年以降も出場したいという勢いと結束力を感じたところであります。都会に長く住み慣れてもふるさとのことを熱く想っておられることを肌で感じました。空き家バンク登録、ふるさと納税の協力などもお願いしたところでございます。また、会社を経営されて多額の寄附をされておる大根占出身の本釜さん、田代出身の清藤さんのところの会社訪問も行ないました。今後もふるさとを支援していくという力強い言葉をいただいたところでございます。

5月には旧宿利原中学校のリニューアルに伴う落成式典を行ないました。また、これまでの宿利原地区の公民館活動が豊かな村づくり全国表彰審査会にノミネートされまして、九州地区で4か所の審査が行なわれました。

結果については、10月に発表されることになっていますが、良い結果が期待できるものではないかと感じております。今年のゴールデンウィークは、異例の10連休となり、佐多岬のグランドオープンなどの効果もあり、相当の観光客が南隅地区に訪れたようであります。町内の観光施設にも相当な観光客が来られたようであります。5月16日には郡の畜産共進会がありまして、グランドチャンピオンは逃したものの、3部門のうち2部門で1席を獲得し、総合でも田代地区が4期連続優勝、大根占地区も3位という素晴らしい成績を収めました。今後、県の共進会、そして22年に霧島市で開催予定の全国共進会の出場を目指して、いろいろな取り組みを検討して参りたいと考えております。

6月1日は待望の総合交流センターの落成記念式典を行ない、本格的な共用開始となりました。今年9月に開催されます自転車競技の国体リハーサル大会に向けて、メイン会場となる総合交流センター周辺の整備や大会運営に向けた準備を充実させていきたいと思っております。また、昨年からの誘致活動を進めておりますサテライトオフィス事業につきましても継続的に取り組んで参りたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願ひします。

以上をもって行政報告とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 議案第38号

水口議長

日程第5 議案第38号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第38号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）については、補正総額4億9,648万4千円の増額で、累計は70億1,478万1千円となりました。今回の補正は、歳出については、プレミアム付き商品券発行事業費補助金1,440万円、過疎地域等集落ネットワーク圏形成業務委託595万2

千円、木質バイオマス施設整備工事2億922万3千円が主なものであります。また、現在、発注している小学校空調設備整備工事のうち、一部の小学校において設計書の中に空調用電源工事が欠落していることが判明しましたことから、追加発注分の276万4千円を増額いたしましたほか、人事異動に伴う職員人件費の費目間の調整及び共済費の負担金率の変更による調整を行いました。

歳入については、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金、595万2千円、過疎地域等自立活性化推進事業補助金1,000万円、プレミアム付き商品券補助金2,026万3千円、木質バイオマス施設整備に係る二酸化炭素排出抑制対策事業補助金1億3,384万1千円等が主なものであり、不足する財源を財政調整基金から繰り入れました。

議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入14款「国庫支出金」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から10款「教育費」まで、及び第2表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

はい2番。

水口議長

はい、2番浪瀬議員。

2番浪瀬議員

今、町長も触れられましたけれども、教育費の分でございます。学校建物管理費の空調のことでございますが、もう少し詳しく聞きたいと思えます。

積算ミスだと思うのですが、どこの学校なのか、またいつごろ気付かれたのか、276万4千円となっておりますけれども、これは入札がされたと聞いております。入札の執行残も残っていると思うのですが、それを合わせればどのくらいになるのか、そこまで聞いてからまた質問したいと思えます。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

浪瀬議員の質問にお答えします。先ほどの議長の方から報告書の中にもありましており、繰越明許費の計算書のところに繰越が書いてありますけれども、この計算が確定した後に池田小学校と宿利原小学校の空調整

備の部分で、校舎と九州電力の外部の線を結ぶ工事の部分が設計書並びに設計額に漏れていたということが発注したあと分かったというようなことでございます。詳細の経緯・内容等については教育課長の方から説明をさせていただきます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

今、町長の方から申されましたように宿利原小学校の空調工事の中の電気工事、それと池田小学校の空調工事の電気工事の部分で設計の中に欠落がありまして、今回の工事に至ったということでございます。

まず、工事の設計の中で本町が委託しました三宅建築設計事務所が設計書の中で電気工事の設備の一部を鹿児島島の電気設備の方に見積もり依頼したと。その見積もり依頼した際に電気設備のやり取りを行なう中で、第1電源といわれる九州電力からの引き込み、それから第2電源は校舎内を配線している工事が第2電源と言われるものなのですが、その部分の第1電源がやり取りの中で、欠落してしまっただけを三宅設計の方でその部分を見落としてしまっただけを設計書に載せて納品されたということでございます。

いつ頃かということでございますが、4月11日の日にこの業務と申しますか、三宅設計事務所から町の方に出向かれまして、この部分が欠落してありますということで、お詫びとともに報告に参られたということでございます。

金額に致しますと、落ちていた部分のお金につきましては、宿利原が263万3,340円、それから池田につきましては、273万5,640円の欠落があったということでございます。

それから、入札の執行残でございますけれども、当初の予算におきまして、宿利原が945万8千円、請負額で856万800円でございましたので、執行残としまして、140万1,200円が残っております。それから、池田につきましては、予算が1,102万1千円でございますので、請負額で945万円で請負額になっております。執行残としまして、157万1千円の執行残があります。今回この執行残をここに充てたとして、不足する分が今回計上しております宿利原で141万6千円、池田で134万8千円が不足するというので、トータルで276万4千円と不足額ということで今回お願いするところでございます。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

今、課長の説明で三宅設計事務所ですか。ここが、鹿児島とやり取りがど

うのこのというのは全く問題ではないのですよ。うちとしては、三宅さんにこういうことがないようにお金を出して設計委託をお願いしているわけですよ。それにも関わらず、こういうことになったということは、大変な問題だろうと思うのです。

夏場に児童生徒が学校生活に、特に夏場に勉学に集中できるような環境づくりをするということで、国からの補助金をもらってしているわけですが、一般財源から出ていくというお金は町民の血税で大事なお金であるわけです。これが本来当たり前の予算であったら276万円全額ではないけれども、国からの補助が受けられたわけですよ、そのお金に対しても。だから276万円の国からお金を頂ける分に対しては、やはり設計事務所に何らかの責任は取ってもらわないと町民に対して申し訳がないと思うのですよ。町長はどうですか。町長の考えですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

いずれにしても、業者さんにしても、町にしても、欠落の状態が発注していることはもちろん良くないことであります。業者さんが間違っただけでももちろんですけども、業者に委託した我々もそれを審査、受領して検査してそれに基づいて発注するわけですので、当然町の方にもそれなりの過失があったのだらうと。それについては、専門的な技術者がいないということもありますし、いろんな要因があると思いますけれども、特定の職員だけにその負担を負わせるというのは非常に酷なことだろうなと思います。

補助金関係については、教育課長の方から答弁させます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

今回の増額に対しての補助金の変更というのは仮に当初であっても変動はありません。と申しますのも、国が示している標準単価、標準工費というのがございまして、宿利原小学校におきましては、宿利原だけではないのですけれども、この事業につきましては、国が示している工事面積に対して配分基礎単価というのがございます。この配分基礎単価が22,300円であります。ですので、今回工事を行ないます8校につきましても、この単価のまま載せた形で配分面積があります。この配分面積に対しての3分の1が交付額となります。

ですので、宿利原小学校を申し上げますと、この採択実施工事費と言われるものが615万4千円で、交付額につきましては239万3千円。池田小学校につきましては、804万9千円、交付額にしましては315万9千円が交付額としてあります。ですので、いずれもこの工事を当初の設計からい

たしますとすでに超えているわけですがけれども、超えた分については国は見ませんよということのお示しがありますので、今回増えた部分については、交付額の対象ははるかに超えているので、その分の交付額の変動は当初であってもなかったということになります。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

分かったような、分からないようなことですがけれども、町長が言われるように、他の学校を何社かの設計委託を頼まれて上がってきて、それと見比べたときに、「こっちが本当は安いな、入ってないな」というのは、私も町の責任もそれはもう十分あるとは思いますがけれども、「やはり間違いでした、はい、いいですよ、一般財源から補正で組みますから」というのがいけないのではと。町民から見れば、やはりちゃんとした仕事をしているだろうと町民は信頼しているわけですよ。それをやはり、今課長がいわれるように「国からの交付外ですので」というのもいかなものかなと思うわけですよ。

それと、入札がいつだったのか。多分85%ばかりで落とされての、さっきの約140万と150万の執行残だと思うのですが。

やはり町長。こっちも悪いけれども向こうの方も悪いわけですから、やはり「はい、いいです。どうのこうの」ではなくて、この額についてはどうか何%か負担をしてもらおうとか、やはりそういうことをしないと、今後何であっても、「何かを購入しました、私が何々を入れてなくて、すみません足りませんでした」と。「それならいいですよ、補正組みますから」という形を取られても普通のうちの業者でも何も言えないわけです。やはりそれはそれで、やはりけじめをつけて「うちもこれだけします。おたくもこれだけはしてください。」という痛み分けはしてもらわないと、これが広まった時に町民からはあまり許しが、良いふうには思われたいのではないかなと思うのですが。その辺をまた向こうと協議をされて報告をもらうということで、できないですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

確かに責任問題につきますと、いろんな法的な根拠なども発生します。県あたりにもいろいろ事例を問い合わせながら検討はしてきております。

ただ金銭的な責任もですがけれども、町の方としては行政的な責任の部分もありまして、指名委員長の方で、それなりの処分の手続きは行なったところでもあります。ですので、今後金銭的な補償を求めていくかどうかということについては、法的なこともありますので、関係機関等と協議をしながら可能性があればそういうのは求めていきたいと思っておりますけれども、最終的に

は発注者である我々の方が、当然責任が重いというふうに考えております。

それを審査するだけの我々の方に能力が足りなかった、注意力散漫だったと言えばそれだけなのですけれども、現実的には計算が間違っているのではなくて、設計をする一部の部分が図面も金額もないということでしたので、単純にそれを我々の設計をする技量がない中で、その欠落したところを見抜くことは非常に難しいことだというふうに考えておりますので、責任関係については今後関係機関いろんなところに相談をしながら、可能であればそういう検討して参りたいと思います。あともう一つについては教育課長の方に答弁させます。

水口議長 教育課長、何かありますか。

2 番浪瀬議員 入札日。

水口議長 はい、教育課長。

大寺教育課長 入札は3月25日に行っております。以上です。

2 番浪瀬議員 議長、あの4回目ですけど、まだ私の思っている答えをもらっていませんので、4回目をお願いしたいと思います。

水口議長 最後にそれなら。それを認めます。

2 番浪瀬議員 過失がどうのこうのと今言っても、あれでしょうから。
町長やはり、こういう大きな問題があった時に、町長がこういう上程をする前に、せめて議運がある前に、やはり議会に全協を開いて、「実はこうこうでした」と。「向こうともこういう話をしています」と。
そこで「町長向こうともやりとりをしてみたほうが良いのではないですか」といろいろこっちも言えるわけですので、今になってからただここで、「間違っていました」ということではなくて、やはりその前にそういうやりとりも他のところでして、ちゃんと聞けるように、みんなが意見を言えるようにもっと早めの対応を要望いたします。

水口議長 はい、答えはどうですか。

2 番浪瀬議員 はい、要ります。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 説明が遅くなったり、あるいは全協を開いて詳細な説明をしなかったということについては、申し訳ないというふうに思っております。

最後おっしゃいました、設計業者への責任追及かれこれについては、先ほど申し上げましたとおり、法的な根拠、いろんなことがありますので、関係機関と相談をしながら、そういう可能性があるのであれば、そういうのは進めていきたいというふうに思いますけれども、結果については、また折を見て報告をさせて頂きたいと思います。

水口議長 よろしいですか。

2 番浪瀬議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

水口議長 はい、3 番染川君。

3 番染川議員 関連で一つ確認をさせてください。

今の話の中で、委託業者並びに工事請負業者が 100%過失があった場合に委託契約・工事請負契約を結ぶ中で、その契約条件の中に、何らかの対応はするというのはいないのですか。確認です。

水口議長 入札はどこがしているの、総務課ではないの。

どこがしているの、そういう入札の時の契約は。

はい、休憩を取りますか。

木場町長 はい。

水口議長 はい、休憩を取ります。

休 憩 10:30
再 開 10:34

水口議長 はい、休憩を閉じて会議を開きます。はい、木場町長。

木場町長 瑕疵に対する受注者の責任というところで、瑕疵担保は明確に記載されているわけですが、成果物の引き渡しをして、それを受領したあとでするので、受領したあとに対して瑕疵は追及うんぬんができるのか、というこ

とについては、明確にこの場で答弁はできませんので、先ほど浪瀬議員の発言のときに提案したように関係機関と協議をしたうえで、そこをまた検討していきたいと思います。

水口議長 はい、よろしいですか。

3 番染川議員 いいです。

水口議長 他に質疑ありませんか。はい、7 番川越君。

7 番川越議員 今回からバイオマスの多額な資金を持ちながら、やっていくわけですが、これに対して、私が非常に期待するのは、バイオマスの財源を引き出しているときに、山を切っていたときに、あと新植をするというのが非常に魅力だという風な形で賛成もさせてもらったところですが、この錦江町においてはバイオマスの財として出したあとを新植するというような条例があるのかどうかお伺いをしたいのですが。もしなければ、これから設置をされるのかどうか。

それともう一点ですが、企画費の中に空き家再生リフォームが当初770万、今回512万ほど組んであるわけですが、これについては林建設さんの本宅及び事務所というふう聞いておりますが、この辺の詳細な説明も兼ねてお願いします。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 バイオマス発電の材料あるいは伐採後の植林はどうかということですが、今回つくる発電は確か300とか400立方くらいのチップを使うということですので、そのために専用の山を切ってチップをするというよりもすでに町内にチップを生産する業者さんがいらっしゃいますので、当面はそこから購入をするという予定でおります。

ですので、木質バイオマスの為に切った場所を特定というのはなかなか出来ないと思います。しかしながら町の方としては、環境税の導入とかというのも含めて当然伐採後の植林というのは、公有林はもちろんのことですが、民有林についても、国自体がそういうのを進めなさいという基本的な考え方がありますので、それについては、森林組合、町とともに進めていきたいというふうに考えております。あと企画関係のことについては、政策企画課長に答弁させます。

水口議長 はい、政策企画課長。

新田政策企画課
長

まず、11ページにございます企画費の中の15・工事請負費512万7千円。これの工事の内容についてのご質問かと思えますけれども、議員ご指摘の通り、神川のトロピカルガーデンの前でございます旧建設会社の事務所部分のリフォームとなります。これにつきましては、国の社会資本整備交付金に要望をしておりましたところ、内示がございまして、金額としては、定額での210万3千円の定額しか私どもの方には配分があり得ませんものですから、通常社会資本整備交付金ですと2分の1充当というのが基本的な考えですけれども、それに一応近づけるために一階部分の空調工事、給排水衛生工事、トイレ、脱衣所、シャワー室とか。あと電気設備、そういったものの改修工事として今回512万7千円の補正をさせていただいたところでございます。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

バイオマス関連の森林の関係については、今回基金条例がでておりますので、そこでまた詳しくお聞きしますが、やはり私たちの期待するところはバイオマスによって少しでも新しい新植ができていくというようなことも思っているわけです。材料は今のところは足りていても、やはり継続していくというような中では、新植はどうしても必要になってくるだろうと思われましたので、今回聞かせていただきました。

それから空き家再生リフォームの部分ですが、この林さんの部分の本宅はなぜ手を付けないのですか。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課
長

本宅の部分につきましては、私どもの社会資本整備交付金の事前ヒアリングに今年度になりますが、住宅政策に行きましたところ、耐震診断を実施する必要がある建物ではないかと。と言いますのは昭和56年5月以前に建てられたものは国の補助事業、交付金事業としては、充当は出来ないと。まずはその耐震改修をしてからの事業ですというようなことが回答があったものですから、本宅については、現在置いているところであります。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

改修をする事務所部分については、サテライトオフィスのものとか、宿泊地、そういうような形で利用されるというふうに考えておりますが、近く

にあるわけですね。MIRAIも。そういう形の中では、やはり需要というものがあるものでしょうか。需要度というか利用度というか、そういうものがあるのですか。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

まず、この事務所部分については、旧建設会社の事務所が1階・2階ございまして、まず業務としては非常にロケーションの良い場所にありまして、業務は進めやすいだろうと。それから、今ご指摘のようにサテライトオフィスの需要があるかという話ですけれども、そこで事務所で仕事をしながら居住も出来るというようなスペースとして考えておりますので、今活性化センター神川はあくまでも事務所スペースのみですので、今後未来づくり課の方で、進めておりますワーケーション等の構想を考えますときに、短期的なものもございますので、住んで仕事をしてということ、考えますとそれなりの需要は見込めるものではないかなというふうに思っております。以上です。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

6 番池田議員

6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

2点ほどお伺いしますが、ページは15ページです。衛生費の環境衛生費です。自治会は神川中原となっておりますが、これは集団の水道設備だと思っておりますが、何名ぐらいなのか、大体どういう事業なのか。

それと、町の中にも水道に入っている地域と入っていない地域があるわけですが、やはり当初とか、随時推進加入をしてこられたと思うのですが、やはりこの地区辺りも、そういうのには対応できなかったところなのか伺います。

2点目は、18ページですが、商工費の観光費です。奥花瀬遊歩道改修工事ですが、この付近はとても雨の多い所でございますが、今回の先日の大雨でも入り口の歩道の川沿いがすごく高いところが崩れておりますけれども、これはいつぐらいまで修理ができるのか、あるいは管理者はこの夏の書き入れ時に営業も出来ないのですが、そこ辺りの対応はどうしているのか2点ほど伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長	<p>まず環境衛生費の簡易水道の補助のことですけれども、神川中原地区は町水道の利用区域に入っておりませんので、自分たちで確保するしか方法がありません。ですので、これは物理的に町水への加入というのは無理なエリアでございます。</p> <p>受益者数についてはちょっと分かりませんので、担当課の方で答弁させます。あと、奥花瀬の遊歩道の修理については観光交流課長に答弁させます。</p>
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	<p>神川中原自治会の自治会簡易水道補助事業の内容についてお答えいたします。まず、受益者数が20世帯というふう聞いております。配管を変えられるということで、貯水タンクあるいは水源地等からのパイプ布設、パイプの材料代の8割を補助するというので、今回計上しております。以上です。</p>
水口議長	はい、観光交流課長。
中島観光交流課長	<p>はい、それでは今池田議員のご指摘の奥花瀬遊歩道の改修工事でございます。これは、池田議員のご指摘のとおり5月18日の大雨により幅9m、高さ10mの崩土を確認したところでございます。今ご指摘のとおり管理を行っております瀬々來樹館とニジマスの管理者とは協議を行っております、工事自体は夏休み前までには終わっていただきたいという形で計画を進めているところでございます。また、土日につきましても、遊歩道としての人が通る道は確保できておりますので、ただ管理用の軽トラックが通らない状況ですので、基本的には土日は多い時には開けて運営ができるような形で協議を行なっているところでございますが、ニジマス釣りの方は軽トラでの作業がありますので、そこは今のところ困難な状況と考えております。ただ夏休み前には終了したいと考えております。以上です。</p>
水口議長	6番池田君。
6番池田議員	<p>簡易水道に入っていない地区に、大原地区も町の加入推進をしたときには、「こんな水がいっぱいあるのにお金のいる水道代はいらない」と地元の人たちがして大原校区はなかったのですが、最近が高齢化で遠いところまでいかなくはいけなくて、大変苦労している組合もたくさん出てきているようですが、やはりここ辺りの事例を把握しておられるのか、今後どれに</p>

どのような対応を考えておられるのか伺います。

花瀬の方につきましては、入り口が元のトロッコ道でございまして、幅の狭いとても崖の高い危険なところでございますが、一つポンプで水源地がありますけれども、ボーリングをした。あそこの辺りからいざという時の災害の可能性もありますので、どこかあそこ辺りの裏道を1か所は作っておいた方が良いのではないかと思います。早い災害復旧の対応が求められますので、これについて伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

町水道の給水区域を広げたらどうかというようなご提案だと思えますけれども、現在神川、宿利原はほぼ全域、神川が皆倉・中原・桜原・神川上の一部もありますけれども、基本的にはそのエリアには本管が通っておりませんので、そこまで本管布設となると相当なお金がかかります。

あとは、地域でこのようにして自分たちで何とか賄うので、やらせてくれということで、従来材料費の補助率も60%であったのを80%に上げたりして、自分たちで管理できるような体制を支援していくのが今、町ができる最大のことかなというふうに考えております。

水は生活には欠かせないものでありますので、本来なら公共で整備すべきものであるとは考えますけれども、経費的なこと・地理的なことを考えると今すぐということについては非常に大変かなと。どうしても必要ということであれば、どこか高台、宿利原、中原、桜原で共通で使えるような水源を探して、別にまた本管布設なりというのをしないと現在の本管をずっと厚ヶ瀬・宿利原まで引いていくには相当な経費がかかるであろうというふうに考えております。

水口議長

はい、観光交流課長。

中島観光交流課長

今、池田議員のご指摘のご質問でございますが、以前魅力ある観光地づくり事業で昨年度駐車場を整備致しまして、その計画をつくる段階で上からの降り口というのは検討したことがございます。

その時に協議を行ないまして、断念した部分がございます、その理由をいたしましてはまず勾配が急であるということと、意外と民地が結構入っているということで、その中でもなかなか民地がからないような民地があるのではなかろうかというような判断を致しまして、今現在見送っている段階でございます。

またあと、歩道としては、人が通るだけの歩道としては確保できるのかなと考えておりまして、また今後検討させていただければと思います。以上で

す。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

お聞きしたいと思いますけれども、まずはコミュニティの事業補助金で私が見た自治会はとても勢いのある2つの自治会であるわけですが、導入された資機材かれこれを、簡単に教えていただきたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

小吉議員のご質問ですけれども、11ページの負担金・補助及び交付金のうちのコミュニティ助成事業補助金360万の減かというふうに考えておりますが、これにつきましては、瀬戸山自治会と宿利原自治会でございます。

内容については、空調・冷暖房の設備、テレビ等音響設備、それからテーブル・椅子等の準備、購入ということになっております。

このコミュニティ助成事業自体はご存じの通り自治総合センターの事業でございまして、100万円を超えて250万円までというような事業でございまして、非常に人気の高い事業でございますけれども、今年度は瀬戸山と宿利原に決定したということでございます。

9番小吉議員

はい。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

次の質問になりますけれども、地方創生推進費の宿利原の公民館の方に支援事業が国から来ておりますけれども、この内容を簡単に。

それから、3回しかできませんので、農業振興費のレンコンの掘り取り機の事業がきておりますけれども、これは受益者あるいは面積、どれくらい今の段階であるのか教えていただきたいと思います。

そして、体育施設費のトイレ改修は工事費で1,700万、大きな金額が組まれておりますけれども、運動公園のバリアフリーをするのだということで計画がされているわけですが、どこの位置の今トイレがあるところかなとは思っただけけれども、そこら辺のところを教えていただきたい

と思います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 それぞれ担当課長、政策企画課、産業振興課、教育課長に答弁させます。

水口議長 はい、政策企画課長。

新田政策企画課長 それでは、まず私の方から12ページの委託料の過疎地域集落ネットワーク圏形成業務。この595万2千円に対するご質問かと思ひます。

これにつきましては、議員ご指摘のとおり、宿利原地域に委託料として交付致しまして、宿利原地域がこれから集落内のいろんな困りごとや小さなビジネスとか産業振興関係そういったものの、事業を進めて行こうというためのソフト事業でございます。全国28箇所、平成31年度で決定をいただいております、私どもの宿利原地区には595万2千円という決定であります。これの基盤となりますのは、平成29年度から昨年度、コミュニティセンターとも予算をいただきましたけれども、住民の皆さま方と今後の地域のあり方をどういうふうにしていきたいかというようなワークショップを積み重ねた上のステップアップ事業というような位置づけで考えているところでございます。以上です。

水口議長 次、産業建設課長。

田中産業建設課長 小吉議員の質問にお答えします。

現在3名の方が67aの方で、生産しております。

最終的な目標としては、130aを目標としております。以上です。

水口議長 はい、よろしいですか。次は教育課長。

大寺教育課長 小吉議員の質問が21ページの体育施設の中の、総合運動公園のバリアフリー化事業1、739万7千円の事業かと思ひます。

関係がありますのが、その上の方の委託料の設計306万3千円もこの事業にかかるものでございます。事業としましては、今年度県の進めております地域振興推進事業に今回採択になったということで、進めさせていただいております。内容としましては、総合運動公園のトイレの改修とトイレがあります駐車場から野球場・運動場の方に降りていきまじ連絡ルートをスロープ化して、車椅子でも下の方に降りられるような整備を図るようなもので、バリアフリー化を図るものでございます。

場所というようなことでございますけれども、野球場の上の方の駐車場の方にあります、トイレ改修になります。

皆さま方もご存じだと思いますけれども、あのトイレについては大変老朽化しております、全部が大便秘器につきましても、和式のままで。あと、プライバシーに関しても外から付近を歩くと男性の方がトイレをしていると見えると。プライバシーの確保も出来ていない状況でございましたので、そういうのを含めながら、身障者トイレを含めまして、整備を図りたいと。まだ実施設計は出来ていませんけれども、県の方に計画の段階で申請致しましたのが、男子用のトイレで小便器で4基、大便秘器で2基、それから女子用は大便秘器を3基、それから身障者用のトイレを1基という計画で上げております。大体この計画通り設計を行なうもの、これで行なえるものと思っております。以上です。

水口議長

はい、小吉議員。

9 番小吉議員

大変よく分かりました。私一つ気になっているのは、農業振興費のこのレンコンの掘り取り機の補助は別段していただくのは結構かと思っておりますけれども、現在面積が65a、将来面積を130aに伸ばすのだということで、計画があつてこれはいいことだなと。中山間の湿地の湿田にはレンコンもありかなと思っておりますけれども、現在の市況状況、売りの状況、販売状況になりますけれども、将来的に伸びていく可能性がありそうなので、こういう機会を導入されたわけですけれども、そこら辺のところを、なりたての課長では分かりにくいかもしれませんで、元建設課長のそばにおりますので、いろいろ知恵を借りながら答弁していただければありがたいと思います。

水口議長

はい、産業建設課長。

田中産業建設課長

小吉議員のご質問にお答えしたいと思います。現在先ほど申しましたとおり、3名の方がお作りしていらっしゃるのですが、販売先としては、Aコープですとか、鹿児島市におきましては、おいどん市場与次郎館、たわわタウン谷山、また七つ島にあります鹿児島ふるさと物産館などでの販売を実施しているところでございます。

販売実績としましては、市場、クミシヨクを通したもののしか分からないのですが、昨年2,544キロを生産いたしまして販売しているということでございましたが、あと個人的な取引もございますので、そちらの方については個人的な取引の方につきましては、ちょっと数量の方・金額の方は分かっていないのですが、青果用だけではなくて、レンコンパウダーとしての販売も致しております、昨年の実績が176袋を売っているというよう

なことです。まだまだレンコンパウダーにつきましては、全国的なインターネット上を見てみましても結構出ておりますので、需要はあるのかなというふうに考えているところでございます。

また、市場販売につきましても、鹿児島県産の物がそれほどございませんので、伸ばしていくということによりまして、鹿児島県産の需要というの、県内での需要もあるのではないかとこのように考えているところでございます。以上です。

水口議長 よろしいですか。今2問目ですよ。

9番小吉議員 今2問目ですか。はい、それならせつかくですから。
反当どれぐらい今把握をしているわけですか。

水口議長 産業建設課長。

水口議長 後で調べて小吉議員に報告をお願いします。

田中産業建設課長 分かりました。

水口議長 他に質疑ありませんか。はい、1番厚ヶ瀬君。

1番厚ヶ瀬議員 バイオマス発電によって、チップかすを燃やすわけですが、その灰の量とか、その後の灰の処理方法と活用方法等を考えておられれば伺います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 灰の詳細な量につきましては、ちょっと手元にデータもありませんので、後もってまた報告をさせていただくということではよろしいでしょうか。

灰の利用については、農業用に使ったりとか、いろんなそういう意味で土壌改良材とか、そういう農業用の方面に使うことは十二分可能だというふうに考えております。灰の量については、産業建設課の方に答弁させます。

水口議長 はい、産業建設課長。

田中産業建設課長 厚ヶ瀬議員のご質問にお答えいたします。今回の木質バイオマスの設備の導入で、大体木質チップの年間の使用量が430トンほどが、計画しております。それに伴います灰の排出量でございますが、年間120トンである

というふうに報告を受けているところでございます。

灰につきましては、産業廃棄物の処理でいくのか、先ほど町長が申しましたように、肥料としての農地還元という方法もございます。農地還元につきましては、肥料の関係の法律もございますので、灰の性質や中に入っているものを検査致しまして、その後肥料として使えるかどうかというのを検討していかなければならないというふうに考えております。

岐阜大学などでも報告があるのですけれども、大体肥料としての散布とでもできるというような報告もございますので、そういうものを勘案しながら肥料として使えるかどうかを検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

水口議長

質問はいいですか。

1 番厚ヶ瀬議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

はい、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第38号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。お諮りします。議案第38号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第38号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、15分まで休憩を取りたいと思います。

休 憩 11:05

再 開 11:15

水口議長

それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

日程第6 議案第39号

水口議長

日程第6 議案第39号「錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第39号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長等が職務のために要する費用額が改められたため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第39号「錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。お諮りします。議案第39号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号

水口議長

日程第7 議案第40号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第40号 錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、平成31年度及び令和2年度における、所得階層が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第40号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。お諮りします。議案第40号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号

水口議長 日程第8 議案第41号「錦江町森林環境譲与税基金条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第41号 錦江町森林環境譲与税基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し運用するため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。はい、7番川越君。

7番川越議員 ちょっと確認の意味でお尋ねを致しますが、この森林環境譲与税というのは、当初予算で810万6千円の計上がありますが、この算定基礎というのは、どういうふうになっているのですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 産業振興課長に答弁させます。

水口議長 はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長 お答えいたします。細かい数字は把握しておりませんが、10分の5が町の私有林面積、10分の2が就業人口割、10分の3を全人口割というような割合でもって一番大きい私有林の面積割合が一番ウエイトを占めるのですけれども、そのような計算基礎で譲与税が交付されております。

水口議長 はい、7番川越君。

7番川越議員 関連しまして、林業費の中に森林アドバイザーという新設の部分がありますが、この方が大体年間報酬300万ぐらいというような形でこの仕事をなさっていくというふうに理解してよろしいですか。

水口議長 はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長 はい、その通りでございます。山の持ち主の、不在地主のものもあったり

長 しますので、山の調査からそういうようなものをするところでございます。ただ、今年がどの市町村も最初の年ですので、少々手探りのところはあると思いますが、このアドバイザーがそういう所を補完してやってくださるといったところでございます。

水口議長 はい、7番川越君。

7番川越議員 この譲与税の金額については、3年前倒しでしたかね。当初で組まれたと思うのですが、これからもどんな理由で、その税金というのが上がっていく可能性があるのかその辺を教えてくださいませんか。

例えば、仕事量にもよるでしょうが、森林アドバイザーの方がすごく実績を上げた場合にどんとくるのか、事業量によってどんとくるのか、あるいはこれから増えていく可能性があるのかということをお聞きします。

水口議長 はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長 はい、今年度の譲与税につきましては、前倒し分でございますので、今国が31年度からの分を200億円全市町村に予定しておりますが、全部で3年後、300億、次400、500、最終的に600億というふうに組んでおります。これは、一人当たり千円ずつ徴収しますので、市町村民税のかかっている人口×千円ということで、600円という数字になっていますので、今の3倍の、単純に言えば今800万ですので、2千何百万くるのではないかという考えでおります。以上です。

水口議長 はい、よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第41号「錦江町森林環境譲与税基金条例について」を採決します。お諮りします。議案第41号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「錦江町森林環境譲与税基金条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号

水口議長 日程第9 議案第42号「錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第42号 錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

妊娠牛や繁殖素牛等の導入価格が高騰する中、肉用牛農家の経営基盤強化及び規模拡大のために必要な素牛の更新又は増頭に係る導入貸付限度額を改めたいため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 提案理由にあるように、牛の導入価格の高騰ということで、新規の畜産をやろうかという畜産の後継者の対策として何ら問題はないと思うのですが。ちなみに、現在何人の方が利用されておまして、それからこの制度で60万を80万に改め、50万を70万にということで、何人かこれなら買いたいという方が来ていらっしゃるのか、その辺を聞きたいと思います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 畜産振興会の総会の時にも若者の畜産農家の方からの意見もございましたし、新規畜産農家の方からも要望も出ております。なおかつ、今年の10月から消費税が8%から10%に上がるということなどもあった関係で、急ではありますが、今回提案させていただいたわけでございます。利用者数等については産業振興課長に答弁させます。

水口議長 はい、産業振興課長。

今熊産業振興課
長

29年度の数字ではございますが、牛の関係で10農家で21頭、3,200万程度の動きがしてあります。今回の増頭について、9農家からは是非上げてもらいたいということで、全部で29頭、妊娠牛が6頭、子牛が23頭、1800、1900万位というようなことで、要望がでていているというところでございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

一番の、今稼いでいる畜産のことですので、今支援をしていったらいいのではないかなとは思いますが、協議会において認定したものに貸すと、連帯保証人を2人有するとなっております。

実際的に不能欠損になりかねないのが残りつつもありますので、その辺を十分に検討されて貸付をしていただければと思っております。

水口議長

よろしいですか。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

はい。ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第42号「錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を採決します。お諮りします。議案第42号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 4 3 号

水口議長

日程第 1 0 議案第 4 3 号「過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 4 3 号 過疎地域自立促進計画の変更について、説明を申し上げます。各種補助金を活用して、木質バイオマス発電・熱供給施設導入や過疎地域自立活性化推進事業等を実施するに当たり、過疎地域自立促進計画にこれらの事業を追加し、内容を変更する必要がありますことから、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条 7 項の規定により、本案を提出するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第 4 3 号「過疎地域自立促進計画の変更について」を採決します。お諮りします。議案第 4 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 3 号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 4 号

水口議長

日程第 1 1 議案第 4 4 号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定について、説明を申し上げます。今年度、池田地区において高速通信ネットワーク網を整備するのに伴い、財政上の特別措置を受けるために、対象となる大久保辺地、半ヶ石辺地、川南辺地の3辺地に係る総合整備計画を策定するに当たり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第44号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決します。お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第44号「辺地に係る総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

次の本会議は、16日日曜日、一般質問の予定でありますので、申し添えておきます。

散 会 11:33